

## 公告第3号

次のとおり制限付一般競争入札を執行する。

令和6年5月1日

郡山地方広域消防組合

管理者 品川 萬里

### 第1 制限付一般競争入札に付する事項

件名	救助工作車1台
納入場所	郡山地方広域消防組合消防本部
納入期限	令和7年3月21日
物品調達の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・救助工作車Ⅱ型（A - 2級ポンプ付）</li><li>・四輪駆動方式</li><li>・車輛総重量：12t未満</li><li>・ホイールベース：4.0m程度</li><li>・エンジン出力：240PS以上</li></ul>
支払条件	前金払い 無し 部分払い 無し

### 第2 入札執行の場所及び日時

- 1 場所 郡山地方広域消防組合消防本部 5階 視聴覚室
- 2 日時 令和6年5月24日（金）午後14時00分

※郵便及び電報による入札は認めないので、当該場所及び日時に集合すること。

### 第3 入札に参加する者に必要な資格

本業務の入札に参加することができる者の資格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- 3 過去5年以内に本件と同機種の物件を、全国他の消防本部に納入した実績を有する者であること。
- 4 故障等の異常が発生した場合には、迅速な修理又は整備対応できる者であること。
- 5 福島県内又は隣県（山形県、宮城県、新潟県、群馬県、栃木県、茨城県）に自社工場又は協力会社を有する者であること。

### 第4 仕様書等の交付

入札参加を希望する者（入札参加資格を有しないことが明らかである者を除く。以下「入札参加希望者」という。）には、本業務に係る仕様書等の写し（以下「仕様書等」という。）を次のとおり交付を受けることができる。

なお、仕様書等交付申込書（別紙1）を提出し、仕様書等の交付を受けること。

（郵送、ファクシミリ等の取扱いも可能とする。）

- 1 期間 令和6年5月1日(水)から令和6年5月15日(水)まで(郡山地方広域消防組合の休日を定める条例(平成3年条例第4号)第1条に規定する組合の休日(以下「組合の休日」という。)を除く。)
- 2 時間 午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)
- 3 場所 郡山地方広域消防組合消防本部総務課(消防本部庁舎4階)

## 第5 入札参加の申込み

- 1 入札参加希望者は、仕様書等の内容を確認した後、本公告中第3に掲げる資格基準について、入札参加申請書（別紙2）及び入札参加資格確認資料（過去5年以内の契約書等の写しを添付）以下「申請書等」という。）を郡山地方広域消防組合管理者（以下「管理者」という。）に提出し、当該物品調達に係る入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

### 2 申請書等の受付

- (1) 期間 令和6年5月1日(水)から令和6年5月15日(水)まで(組合の休日を除く。)
- (2) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 場所 郡山地方広域消防組合消防本部総務課において行う。

なお、郵送での申請も可能とする。

### 3 確認結果の通知

管理者は、入札参加希望者の入札参加資格の有無を確認したときは、その結果を当該希望者に通知するものとする。

## 第6 仕様書等に対する質疑応答

- 1 仕様書等に対する質問がある場合は、仕様書等質問書（別紙3）を令和6年5月1日(水)から令和6年5月15日(水)まで(組合の休日を除く。)に総務課宛てに提出するものとする。

なお、郵送での質疑を受け付ける。

- 2 質問に対する回答は、令和6年5月20日(月)までに質問者に回答するとともに、仕様書等回答書（別紙4）を郡山地方広域消防組合ウェブサイトに掲載するものとする。

## 第7 入札保証金

郡山地方広域消防組合契約規則第25条の規定に該当する場合は免除する。

なお、落札者が契約を締結しない場合（本公告第12の2に掲げる要件により契約を締結しない場合を除く。）は、納付しないこととした入札保証金（入札金額の5%）と同額の金額を郡山地方広域消防組合に納めること。

## 第8 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって決定とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか、免除業者であるかを問わず、見積もった額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 第9 入札の中止等

本物品調達に関し、公正な入札の執行が妨げられると認められるときは、入札を中止若しくは延期し、又は入札方法について変更することがある。

#### 第10 入札の無効

この公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

#### 第11 落札者の決定等

##### 1 落札者は、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札した者とする。

ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

##### 2 入札回数は、2回を限度とする。ただし、再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とすることがある。（見積書の提出は2回を限度とする。）

#### 第12 契約締結及び契約書の作成

##### 1 落札者の決定後、7日以内に行わなければならない。

##### 2 落札決定から契約締結までの間に、落札者が次の要件のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。

(1) 本公告中第3に掲げる資格のうち、第1項又は第2項のいずれかの要件を満たさなくなったとき。

(2) 契約の履行が困難であると認められる事由が生じたとき。

##### 3 前項の規定により契約を締結しなかった場合に生じる損害については、本組合は一切の責めを負わないものとする。

##### 4 契約保証金は、郡山地方広域消防組合契約規則(昭和48年郡山地方広域消防組合規則第16号)による。

#### 第13 入札に関する注意事項

##### 1 入札書及び委任状には、件名を記載すること。

##### 2 代理人が入札を行う場合で、委任状の提出がない場合は、入札に参加することはできない。

##### 3 その他必要な事項は、郡山地方広域消防組合契約規則による。

#### 第14 その他

##### 1 本契約は、議会の議決に付すべき契約であるため、議決を得た場合に成立する。

##### 2 必要な様式は郡山地方広域消防組合ウェブサイトからダウンロードすること。

- 3 その他不明な点については、郡山地方広域消防組合消防本部総務課（電話：024-923-8171）まで問い合わせること。